

総務省訓令第29号

総務省が平成15年度に行う事後評価の実施に関する計画を次のように定める。

平成15年3月28日

総務大臣 片山 虎之助

総務省が平成15年度に行う事後評価の実施に関する計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条及び総務省政策評価基本計画（平成14年3月27日訓令第41号。以下「基本計画」という。）に基づき、総務省が平成15年度において行う事後評価の対象とする政策、評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に掲げる場合ごとに定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして、基本計画第6章第2節に掲げられた政策のうち、別紙に掲げる政策を対象とする。

(2) 具体的な評価の方法

基本計画に従い、評価対象政策ごとに、あらかじめ設定した達成目標（アウトカム）の達成状況を客観的な指標等によって測定することを中心に政策に係る現状及び課題等を分析する方法により、評価書に記載すべき項目に沿って評価を行うことを原則とする。

評価書の記載項目としては、法第10条第1項において

政策評価の対象とした政策

政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

政策評価の観点

政策効果の把握の手法及びその結果

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

政策評価の結果

が定められているが、次の項目についても、併せて記載するものとする。

達成目標（政策の実施により実現を目指す成果・アウトカム）

達成時期又は政策の実績を総括すべき時期

目標に向けて行ってきた業務の実施状況（アウトプット）
指標及び参考指標の状況
目標の達成状況
今後の課題及びその対応策

なお、達成目標の達成状況を客観的な指標等によって測定することでは適切な評価とならない政策については、政策評価広報課と協議の上で、上記記載項目の一部を「政策や制度の目標に係る現状(参考指標の状況を含む。)の分析」及び「評価時点まで講じてきた施策・措置の概要等」に替えて評価できるものとする。

(3) 評価書の様式等

評価書の様式及び記載要領は、この実施計画によるほか、大臣官房政策評価広報課長が別に定めるところによる。

2 総合評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第3号に該当するものとして、平成14年度に引き続き、次に掲げる政策を対象とする。

「総務省の政策の協働促進」

(評価の趣旨)

総務省が所管する国の基本的制度の管理運営、地方自治及び情報通信・郵政事業等の行政をまたがる分野での政策の協働を一層促進することが求められていることから、これらの分野での関係政策について、地方公共団体との連携等に着目して評価を行う。

(2) 具体的な評価の方法

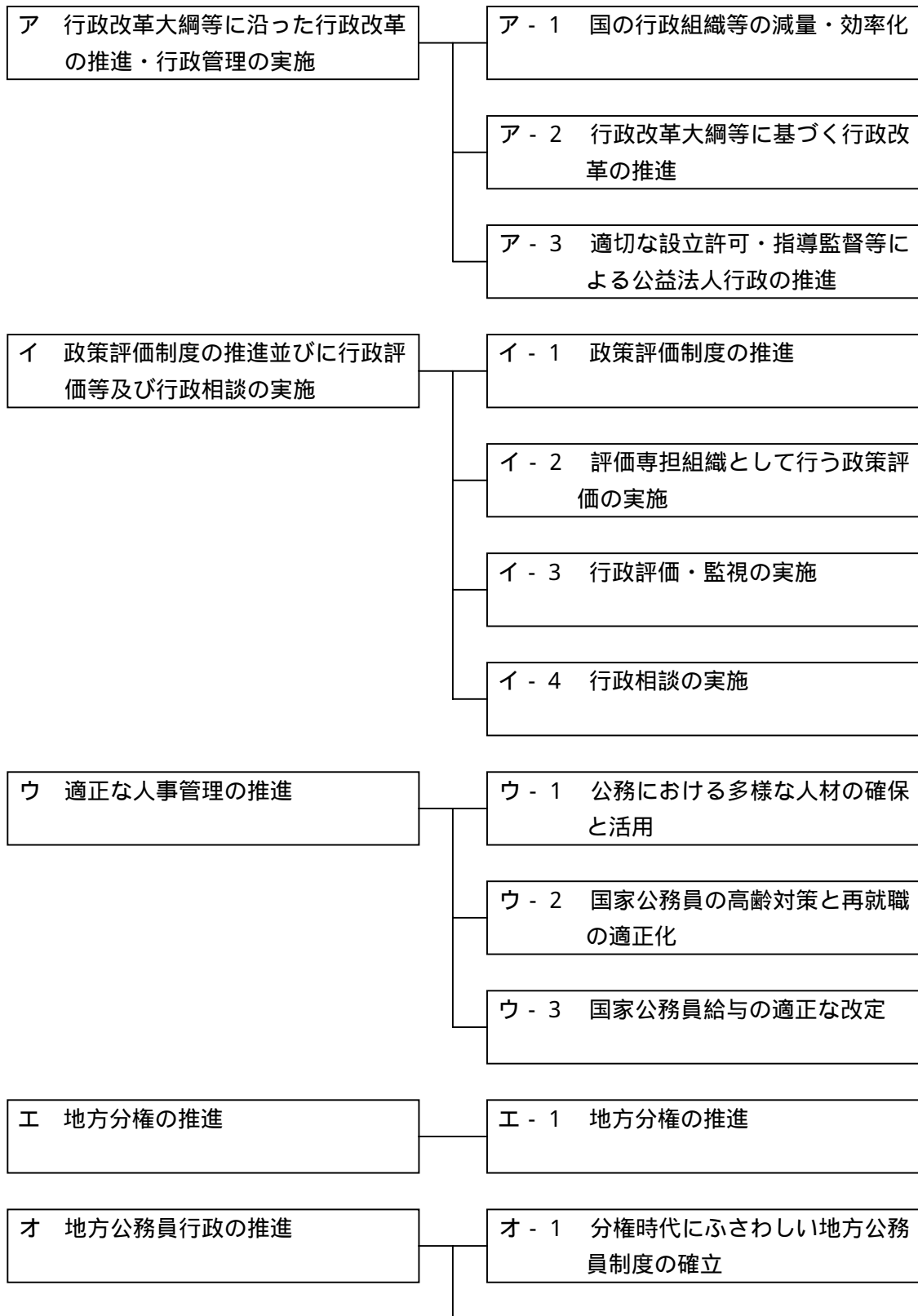
基本計画に従い、大臣官房政策評価広報課が、政策所管部局等の協力を得て対象とする政策の実施状況を実地に調査し、学識経験者等からの意見を活用し、及び現状と課題の分析を踏まえて、今後強化すべき事項や見直すべき事項等を中心に評価するものとする。

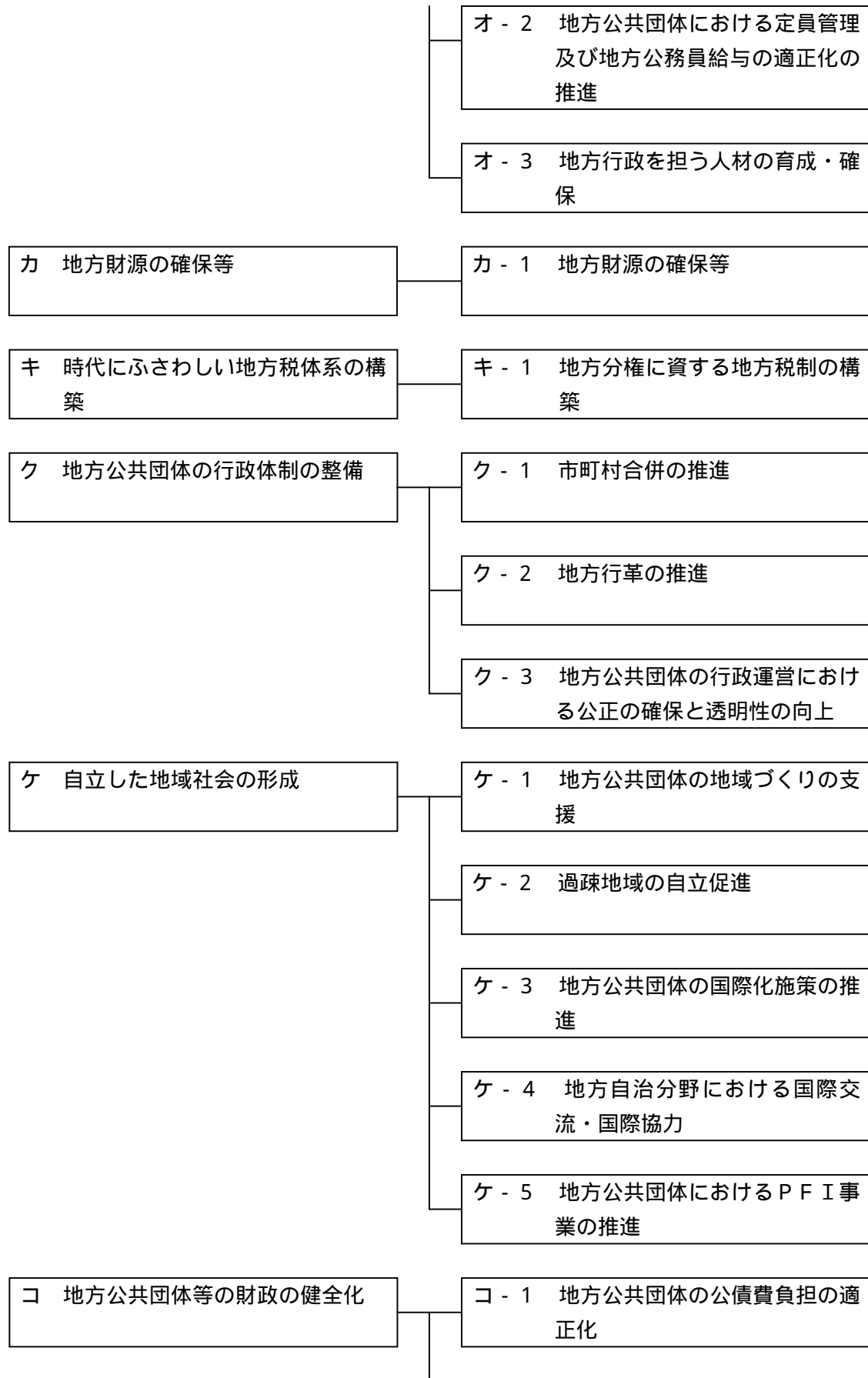
附 則

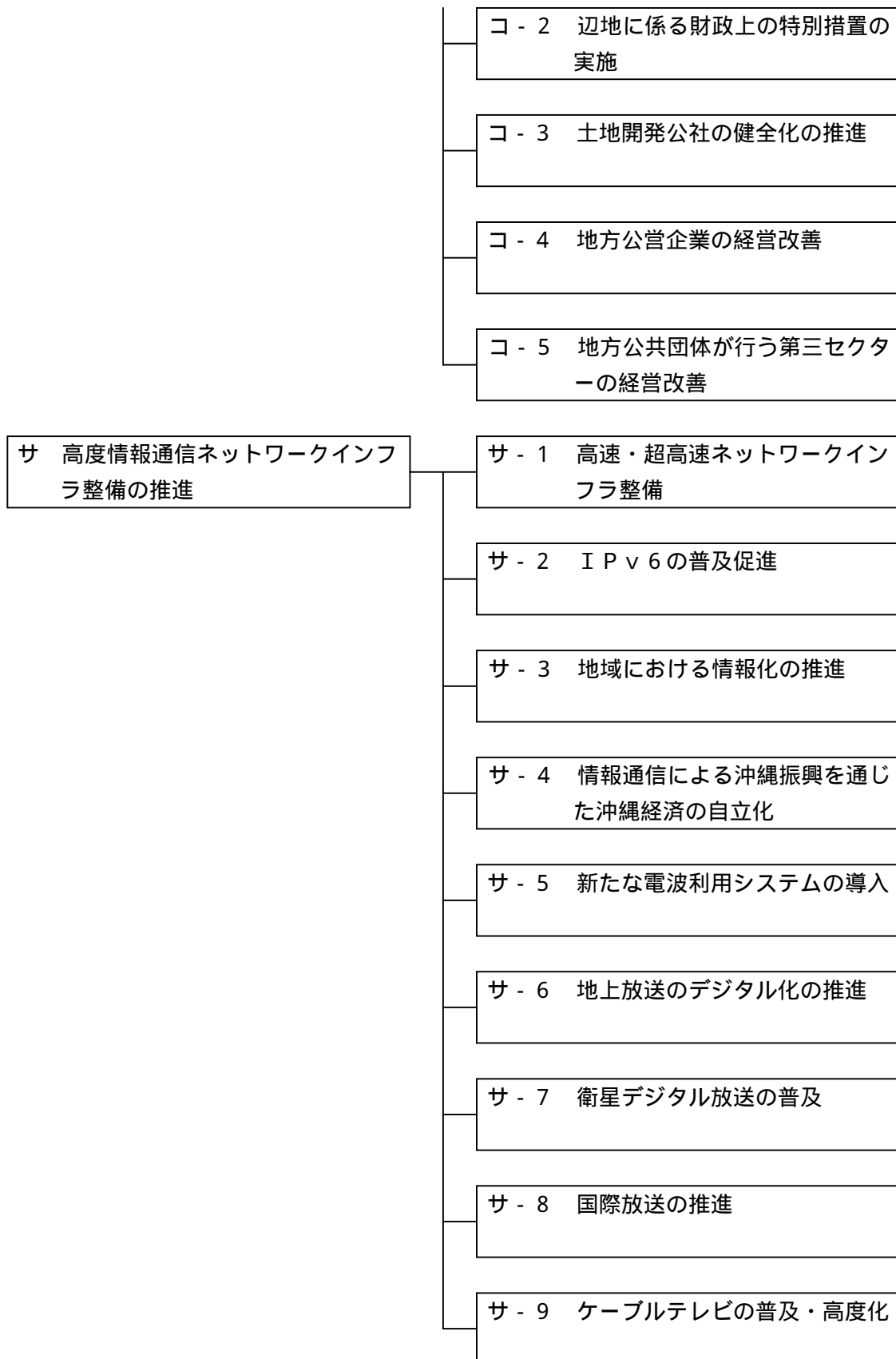
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

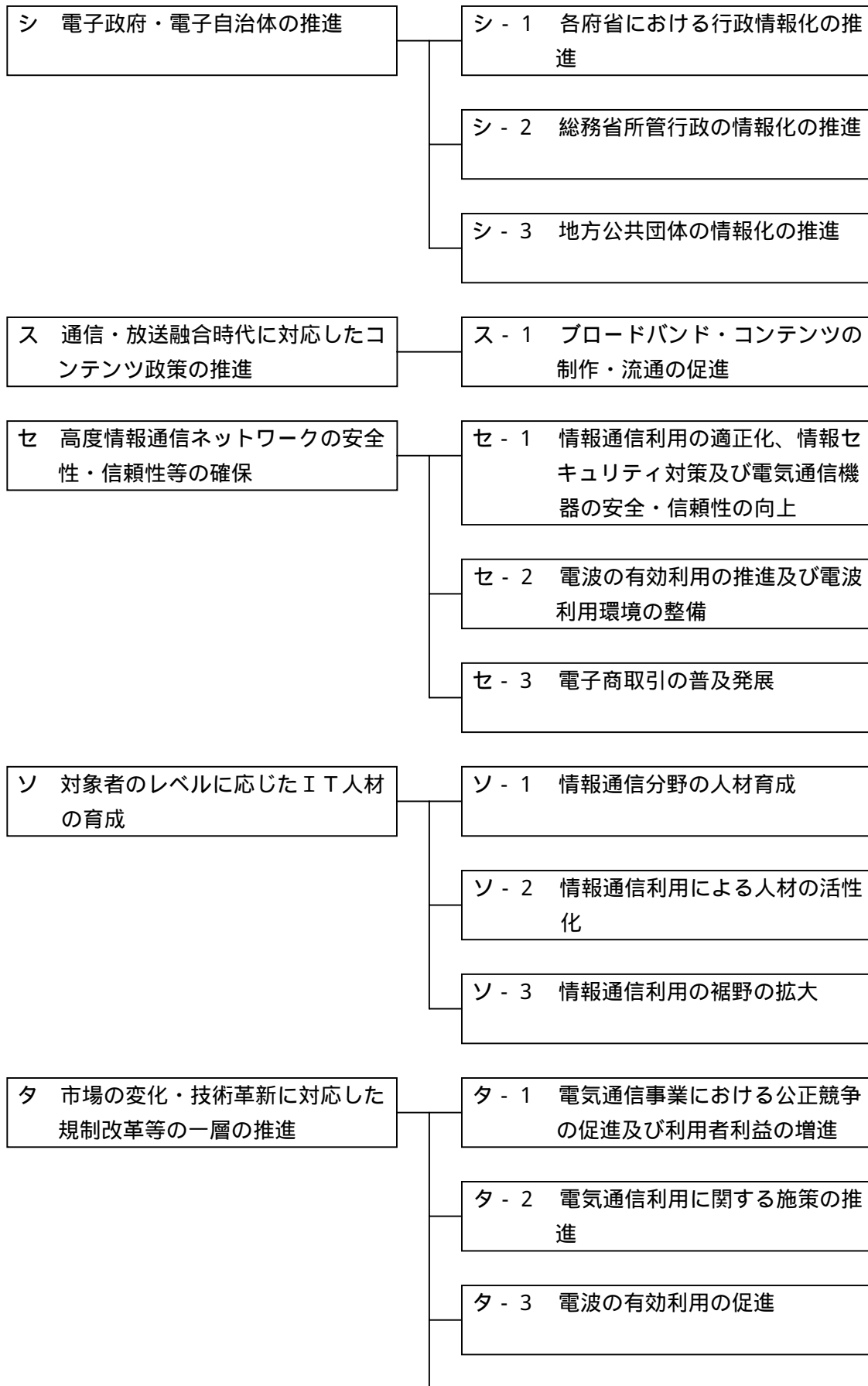
(別紙)

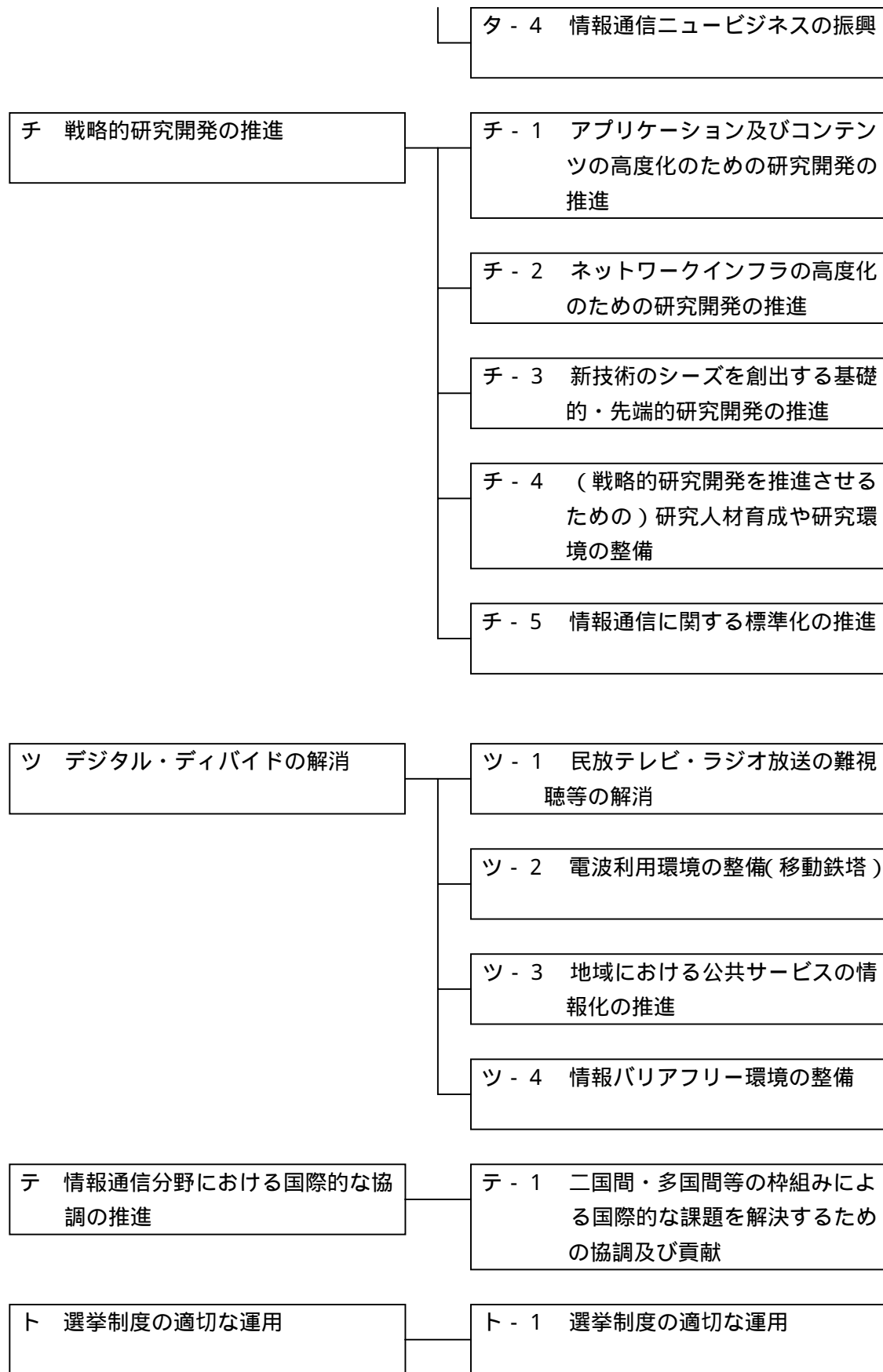
平成15年度において実績評価方式により事後評価を行う政策

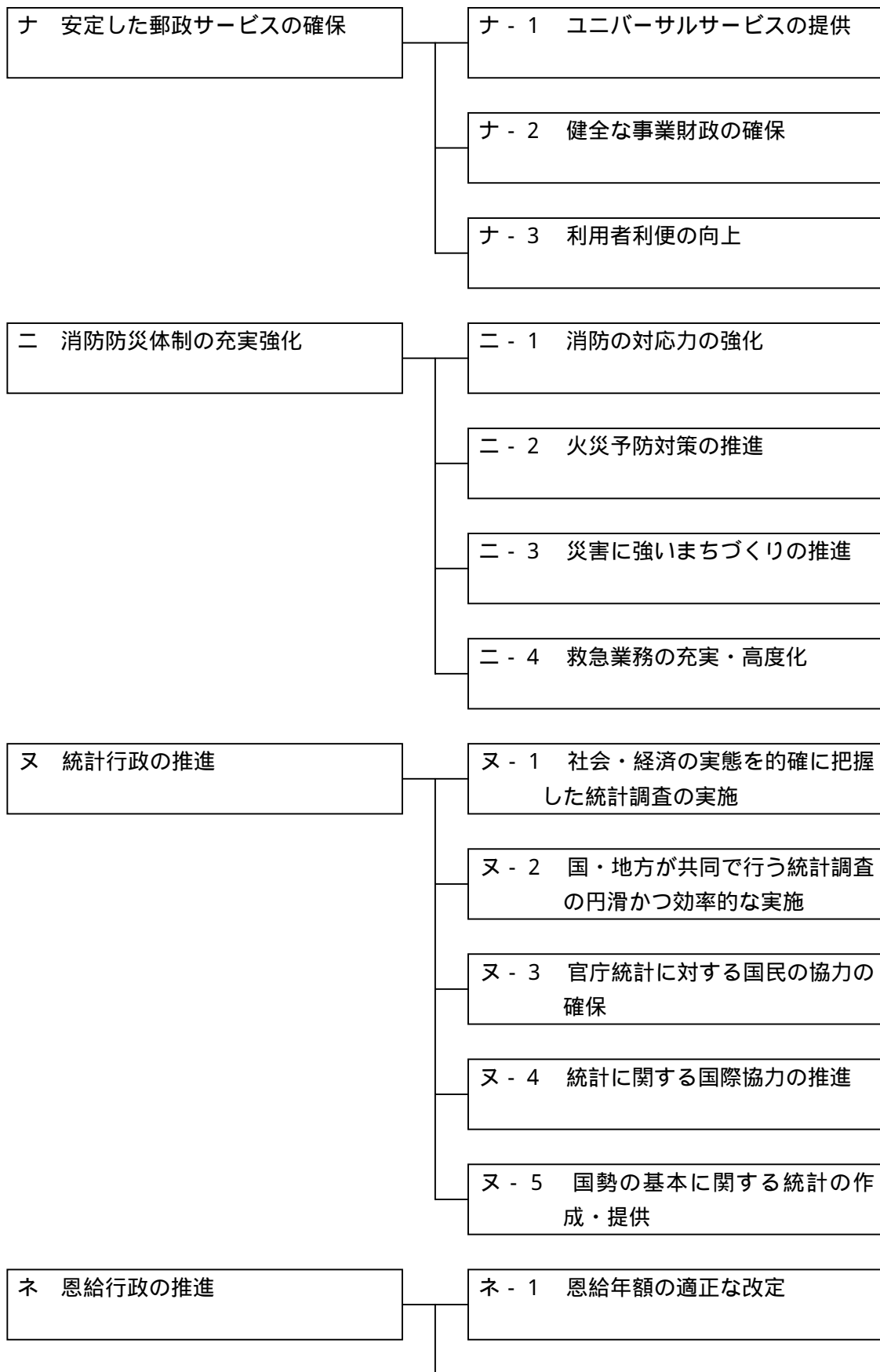












ネ - 2 受給者等に対するサービスの向上

ノ 旧日本赤十字社救護看護婦等処遇事業等の実施

ノ - 1 旧日本赤十字社救護看護婦等の処遇等に関する事業の推進

ハ 日本学術会議活動計画の実施

ハ - 1 日本学術会議活動計画に示された課題の円滑かつ重点的な推進